

西区 SNS 運用コンサルティング事業公募型プロポーザル 選定委員会開催要綱

制 定 令和 7 年 11 月 18 日

(開 催)

第1条 公募型プロポーザルによる西区 SNS 運用コンサルティング事業に応募された事業者の中から委託先を選定するにあたり、学識経験者等の第三者による審査機関として西区 SNS 運用コンサルティング事業公募型プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)を開催する。

(委 員)

第2条 選定委員会の委員は、区長が指名するものとする。

(委員長)

第3条 選定委員会に委員長をおき、委員の互選により選出する。
2 委員長は、選定委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
3 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 選定委員会の会議は、委員長が召集する。
2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(役 割)

第5条 選定委員会は、応募された企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行い、合議のうえで委託先業者を選定する。
2 その他選定に必要な事項は、選定委員会において定める。

(庶 務)

第6条 選定委員会の庶務は、西区役所総務課において処理する。

(選定委員の守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知りえた情報を他に洩らしてはならない。

(選定委員会の解散)

第8条 選定委員会は、第5条に定める事務が終了したとき、解散する。

(施行細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に必要な事項は区長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年11月18日から施行する。
- 2 この要綱は、業務委託に係る契約の締結日限り、その効力を失う。